

保護者様

大田区教育委員会

## 児童への学校タブレット端末の貸与について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染者が急増しており、区立学校の関係者にも感染者が確認されています。その対応策として、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者にあたる児童・生徒及び職員の自宅待機を要請するなど、安全面を考慮した対応を実施しておりますが、学習の機会の確保が難しくなっております。

これらを考慮し、学校タブレット端末の一部を持ち帰り用に設定変更し、自宅待機者への貸与に備えることとしました。つきましては、希望がある場合は、下記により申請ください。

## 記

## 1 対象

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定され、出席停止となった児童のうち、LTE通信等によりオンライン学習等に使用できる端末（タブレット、スマートフォン、パソコン等）またはWi-Fi環境が家庭にない児童

## 2 申請手続き

(1) 保護者が、別紙様式「学校タブレット端末及びモバイルルーター貸与申請書」を学校のホームページからダウンロードするか学校で受けとり、必要事項を記入した上で、所属学校に持参して申請してください。

**※モバイルルーターは、Wi-Fi環境が家庭にない児童を対象に貸与します。**

(2) 学校は、保護者又は生徒が持参した記載内容を確認し、「学校タブレット端末貸与申請書」及び「モバイルルーター貸与申請書」と引き換えに学校タブレット端末及びモバイルルーターを貸与します。

## 3 貸与期間

対象児童への貸与期間は、タブレット端末及びモバイルルーター共に出席停止期間が終了するまでとなります。

※出席停止期間が終了しましたら、学校に機器の返却をお願いします。

## 4 その他

(1) LTE通信等により児童・生徒がオンライン学習等に使用できる端末がある場合は、貸与の対象外とします。

(2) タブレット端末及びモバイルルーターの貸与は世帯に1台とします。

(3) 貸与可能台数には限りがありますので、先着順とします。申請しても貸与を受けられない場合がありますので、御了承ください。

(4) 貸与したタブレット型パソコンに係る電気代やWi-Fi通信費は自己負担となります。

(5) 貸与したモバイルルーターの充電に係る電気代は自己負担となります。なお、通信費は区で負担しているため自己負担ではありません。

(6) 貸与品の破損、故障等と発生した場合には速やかに学校まで御連絡ください。

問い合わせ先

&lt;ICT機器について&gt;

担当 学務課 学校情報化推進担当 吉田・高橋

電話 5744-1432

&lt;ICT機器の活用について&gt;

担当 指導課 指導主事 辻

電話 5744-1435